

資 料 編

APPENDIX

[資料 1]	山武市 第 2 次総合計画策定方針	96
[資料 2]	山武市総合計画条例	100
[資料 3]	山武市総合計画審議会 委員名簿	101
[資料 4]	第 2 次山武市総合計画について（諮問）	102
[資料 5]	第 2 次山武市総合計画について（答申）	103
[資料 6]	第 2 次山武市総合計画策定経緯	104



雪化粧の浪切不動院

資料 1 山武市 第2次総合計画策定方針

(平成 29 年 2 月 20 日 庁議決定)

1. 策定の背景

山武市は、平成 18 年 3 月 27 日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の 4 町村の合併により誕生し、平成 20 年 3 月に策定した山武市総合計画（以下「第 1 次総合計画」という。）に基づき、「協治」によるまちづくりを進めてきました。

計画開始から 8 年が経過し、少子高齢化の急速な進展や生産年齢人口の減少等、深刻な人口減少が起こっています。全国的にも人口減少克服に取り組むため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布される等、地方創生の動きが高まっています。更には、東日本大震災等の甚大な災害に対応できる、強靱でしなやかなまちづくりが求められています。このため、様々な環境変化を見極めその変化に対応でき、かつ将来の成長戦略が描ける自治体経営が必要となっています。

山武市は、これまで培ってきたマネジメントサイクルの行政経営を活かしながら、近接する成田空港との共生を含めた周辺自治体との連携を視野に入れつつ、住民自治を礎にしたまちづくりの指針となる、第 2 次山武市総合計画（以下「第 2 次総合計画」という。）を策定します。

2. 策定の根拠

これまで自治体が策定する総合計画については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされてきました。しかしながら、国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の策定義務がなくなり、総合計画の策定については、市の自主的な判断に委ねられることとなりました。

総合計画は、従来から総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であるとともに、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、市としては法的な策定義務がなくとも、引き続き策定すべきものと考えます。なお、まちづくりのビジョンを示す基本構想についても、市全体の総意の下で策定された計画であることを示すため、市議会の議決を経ることとします。

このため、市は、新たに「山武市総合計画条例（仮称）」を定め、これに則り基本構想について議会の議決を経た上で、総合計画の策定を行います。

3. 策定の基本的な考え方

第 2 次総合計画は、次の基本的な考え方に基づいて策定します。

(1) 成果指標を活用した総合計画

第 1 次総合計画では、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価の仕組みを活用してきました。

第2次総合計画の策定に当たっては、引き続き、各施策・基本事業に成果指標を設定し、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action：計画－実施－評価－改善）による行政経営を推進します。

(2) 市長任期と連動した総合計画

第1次総合計画では、基本構想を10年間、基本計画を5年間として策定してきました。このため、急な環境変化や市長の施政方針等に対して、計画と実態とがかい離する状況がありました。

このため、第2次総合計画の策定に当たっては、計画の期間や構成等を見直し、市長任期と連動させることで、機動的かつ柔軟な対応ができ、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

次期市長選（平成30年4月執行予定）を踏まえると、第2次総合計画の計画開始時期は、平成31年度が適切と考えます。

このため、第1次総合計画（平成20年度から平成29年度）は1年延長し、計画期間を平成30年度までとします。本延長に伴い、基本構想部分については議決の必要があり、後期基本計画（平成25年度から平成29年度）については、1年延長に併せた平成30年度目標値の設定等が必要となります。

(3) 市の最上位計画としての総合計画

総合計画は、市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

第1次総合計画の策定においては新市建設計画、後期基本計画の策定においては復旧・復興計画との連携を図ってきました。第2次総合計画の策定に当たっては、更に行政経営を推進するとともに、市の長期展望の実現に向けて、各計画との連携強化を行います。

行政経営の視点では、行政改革大綱の理念を継承し、行政改革行動計画で掲げた取組項目を総合計画に取り入れることで、行政評価の仕組みを活用しながら、より効果的で効率的な行政改革の推進を目指します。

市の長期展望実現の視点では、平成27年度に策定した「山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を強化するため、同戦略で設定した数値目標やKPI（重要業績評価指標）を、総合計画の成果指標に組み込み、人口減少克服と地方創生に向けての取組強化を図ります。

(4) 条例に基づき策定される総合計画

上記3点の考え方に基づく第2次総合計画を策定するに当たり、根拠となる条例として「山武市総合計画条例（仮称）」を制定します。本条例では、総合計画の考え方や構成、手続き等を定めます。

また、本条例の制定に伴い、現在の総合計画審議会条例を廃止し、「山武市総合計画条例（仮称）」に基づき、新たに総合計画審議会を設置します。

4. 計画の構成と期間

第2次総合計画は、第1次総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成します。

構成	内容	計画期間
(1) 基本構想	市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。	4年間 (議決事項)
(2) 基本計画	計画期間を市長任期と連動させ、市長の施政方針に沿った行政運営ができる体制を確保します。 ① まちづくりの方針（市長の施政方針） ② 政策体系（政策－施策－基本事業） ③ 重点分野 ④ 施策別計画（環境変化、課題、成果指標、目標値等）	4年間 (市長任期と連動)
(3) 実施計画	基本計画の目標達成に向けて必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示します。 ① 目標達成に向けて必要な事業（戦略事業） 対象：重点分野の主要事業 地方創生関連事業 ② 財政計画に大きな影響のある事業（主要事業） 対象：各施策の成果に大きな影響がある事業 中長期の財政計画に影響がある大型事業	3年間 (毎年ローリングを実施)

5. 計画策定の体制

第2次総合計画の策定に当たっては、第1次総合計画の達成状況や直近の環境変化等を踏まえながら、下記に掲げる手続きに従って、策定を行います。

(1) 庁内体制

- ・第1次総合計画で構築した行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位で基本計画の見直し作業を行います。この結果を集約し、各部長等で構成する庁議において、基本構想の起草や各施策間の総合調整、重点施策の設定等を行い、総合計画の原案作成を行います。
- ・策定に関わる事務は、企画政策課、総務課、財政課で構成する行政評価推進事務局で行います。

(2) 市民参画

- ・広く市民の意見や提案を反映させるため、まちづくりアンケート（無作為で市民3,000人を抽出し実施）や、パブリックコメント等を実施します。

(3) 審議機関

- ・「山武市総合計画条例（仮称）」に基づき、新たに「山武市総合計画審議会」を設置し、各分野の専門的見地等から、計画内容の調査及び審議を行います。委員の構成は、各種団体や公募による市民委員、学識経験を有する者等を予定しており、市長が任命することとします。
- ・市民の代表である山武市議会において、議会全員協議会等で第2次総合計画策定過程を逐次報告し、十分に意見交換・反映を行います。また、基本構想に関しては議決を経ることとします。

6. 計画策定のスケジュール

第2次総合計画は、平成31年3月を目途に策定するものとし、概ね下記のスケジュールに基づき策定に取り組みます。

時期	内容
＜平成28年度＞ 平成29年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次総合計画策定方針の策定、山武市議会への説明
＜平成29年度＞ 平成29年 6月 10月 10～11月 平成30年 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次総合計画の延長及び総合計画条例の上程・議決 ・第2次総合計画策定の職員説明会 ・施策体系の検討（環境変化、課題の整理） ・第1回山武市総合計画審議会の実施 ・施策・基本事業の帳票作成（成果指標及び算定式等の設定）
＜平成30年度＞ 平成30年 4月 4～6月 7月 7～8月 9～10月 10月 10～11月 12月 平成31年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選の執行 ・まちづくりアンケートの実施（成果指標の現状値の取得） ・重点分野の検討 ・成果指標の目標値設定 ・実施計画事業の選定 ・総合計画（原案）の作成 ・パブリックコメント ・総合計画審議会への諮問・答申 ・山武市議会への説明 ・山武市議会での基本構想の議決 ・第2次総合計画の策定

※総合計画審議会及び議会に対しては、計画の各作成段階において中間報告を行う。

資料2 山武市総合計画条例

平成29年6月21日
条例第15号

序
論

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位計画として本市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべきまちづくりの方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市におけるまちづくりの指針となる総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、これらに適合するように策定するものとする。

(山武市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第8条第1項に規定する山武市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、山武市総合計画審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その達成状況について、市民に公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(山武市総合計画審議会)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、山武市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長から諮問を受けた基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 基本構想及び基本計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査審議すること。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委嘱時に前項第2号に規定する職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山武市総合計画審議会条例の廃止)

2 山武市総合計画審議会条例(平成18年山武市条例第152号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている山武市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料3 山武市総合計画審議会 委員名簿

任期：平成29年8月10日～平成31年3月31日

区分	No.	氏名	役職等	備考
第1号委員 学識経験のある者	1	小川 真実	千葉大学法政経学部准教授	
	2	金子 光	明海大学経済学部准教授	
	3	神余 崇子	城西国際大学経営情報学部 准教授	
	4	相原 茂雄	元千葉県職員	
第2号委員 関係行政機関・公共的 団体等を代表する者	5	鈴木 謙治	区長会連合会会長	平成30年5月13日まで
		海保 幹夫		平成30年8月20日から
	6	佐瀬 儀光	消防団団長	平成30年3月31日まで
		土屋 博文		平成30年8月20日から
	7	齊田 龍一	農業委員会委員長	
	8	今関 百合	教育委員会委員	
	9	佐久間 一栄	山武郡市農業協同組合経済部	
	10	小関 俊夫	商工会会長	
	11	浪川 朝博	観光協会会長	
	12	小川 浩	社会福祉協議会会長	
	13	藤 健吉	民生委員児童委員協議会会長	
	14	亀井 美知子	保健推進員協議会会長	平成30年3月31日まで
		岩澤 佐智子		平成30年8月20日から
第3号委員 公募による者	15	鈴木 章浩	—	
	16	小林 真弓	—	
第4号委員 その他市長が必要と 認める者	17	大高 衛	さんむエコノミックガーデニング 推進協議会会長	
	18	藤次 里佳	PTA 連絡協議会副会長	平成30年4月28日まで
		進士 優子		平成30年8月20日から
	19	土屋 典子	PTA 連絡協議会庶務会計	平成30年4月28日まで
		佐久間 美穂		平成30年8月20日から
20	戸村 進	青少年育成市民会議会長		

※区分は、山武市総合計画条例第9条第1項の各号による。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料 4 第 2 次山武市総合計画について（諮問）

総 企 政 第 204 号

平成 30 年 3 月 19 日

山武市総合計画審議会

会長 金子 光 様

山武市長 椎 名 千 収

第 2 次山武市総合計画について（諮問）

山武市総合計画条例（平成 29 年山武市条例第 15 号）第 4 条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問内容

- ・第 2 次山武市総合計画 基本構想（案）
- ・第 2 次山武市総合計画 基本計画（案）

2 諮問理由

第 2 次山武市総合計画の策定に当たっては、計画期間を市長任期（4 年間）と連動させ、市長の市政方針を取り入れた計画策定を予定しており、この考え方に伴い延長した山武市総合計画も平成 30 年度をもって終了します。

現計画期間中においては、東日本大震災の発生、全国的に進む人口減少と地方創生の高まり、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道等の国家的なインフラ整備の進行等、市を取り巻く環境が大きく変化しています。

このため、市長の施政方針を取り入れながら、今後の社会経済環境の変化と当市が抱える様々な課題に的確に対応し、将来に渡り活力ある持続可能なまちづくりを進めるため、新たに策定する「第 2 次山武市総合計画」について諮問いたします。

資料5 第2次山武市総合計画について（答申）

平成31年2月8日

山武市長 松下浩明様

山武市総合計画審議会
会長 金子光

第2次山武市総合計画について（答申）

平成30年3月19日付け総企政第204号で諮問のありました第2次山武市総合計画〔基本構想及び基本計画〕（案）については、下記のとおり答申します。

記

第2次山武市総合計画は、急速に進展する人口減少や過去経験してきた甚大な災害等の様々な環境変化に対応するため、山武市総合計画条例に基づき、市の自主的な判断により策定される計画です。

本審議会に諮問された「第2次山武市総合計画（案）」は、行政評価の仕組みを取り入れた前総合計画の成果を踏まえ、計画期間を市長任期と整合させる等、計画の実現に向けた改善が図られたものとして、本審議会として慎重に審議をした結果、総合計画として適切なものと認めます。

なお、計画の実施に当たっては、より成果を発揮させるため、次の事項に十分留意されるよう要望します。

1. 深刻な人口減少社会の到来を踏まえ、協働によるまちづくりを推進し、増加する高齢者が安心して暮らせる地域社会の形成に努めるとともに、若い世代の就労や家庭形成への支援を通じて積極的な定住促進に努めること。
2. 成田国際空港の機能強化といった環境変化を十分に考慮し、山武市が有する良好な自然環境を次世代に継承しながら、その魅力が発揮できるまちづくりに努めること。
3. 総合計画の進行管理に導入している行政評価の仕組みを十分に発揮するため、成果指標に対する評価を的確に行い、その結果をもとに弛まぬ改善に努めること。
4. 財政を取り巻く環境変化の中、健全な財政運営を堅持し、より一層の行財政改革の推進に努めること。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料 6 第 2 次山武市総合計画策定経緯

- 平成29年2月20日 **庁議での審議**
主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針を決定した。
- 平成29年3月16日 **平成 29 年山武市議会第 1 回定例会への説明 (全員協議会)**
主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針について説明した。
- 平成29年6月21日 **平成 29 年山武市議会第 2 回定例会での採決**
主な内容 山武市総合計画条例が制定された。
- 平成29年8月1日 **庁議での審議**
主な内容 山武市総合計画<改訂版> (案) を作成した。
- 平成29年8月10日 **平成 29 年度第 1 回総合計画審議会の開催**
主な内容 山武市 第 2 次総合計画策定方針を説明した。
期間延長が主な変更点である、山武市総合計画<改訂版> (案) について諮問し、即日答申の協議がなされ、会長から市長へ答申書が提出された。
- 平成29年9月1日 **平成 29 年山武市議会第 3 回定例会への説明 (全員協議会)**
主な内容 山武市総合計画<改訂版> (案) について説明した。
- 平成29年9月22日 **平成 29 年山武市議会第 3 回定例会での採決**
主な内容 議案第 4 号「山武市総合計画基本構想の変更について」が可決された。
- 平成29年10月6日 **職員説明会の実施**
主な内容 策定方針をもとに、行政評価の仕組みを活用しながら、市長任期と連動した計画策定を行うことを全庁共有した。
- 平成29年10月11日
～13日 **施策設定会議の実施**
主な内容 全 6 政策について、主管部長、主管課長及び関係課長が、それぞれの政策の環境変化や課題を整理し、施策体系の確認及び見直しを行った。
- 平成29年12月26日 **施策基本事業成果設定説明会の実施**
主な内容 係長以上の職員を対象に、施策・基本事業の対象、意図、成果指標、成果指標の目標値(めざそう値)を設定することを共有した。
- 平成30年1月19日、
22日、23日、29日 **施策基本事業成果設定会議の実施**
主な内容 主管課長及び関係課長等が、施策・基本事業の対象、意図、成果指標等の記載事項に対して加除修正を行った。
- 平成30年3月8日 **庁議での審議**
主な内容 序論(案)、基本構想の構成案及び基本計画骨子案を作成した。
- 平成30年3月14日 **平成 30 年山武市議会第 1 回定例会への説明 (全員協議会)**
主な内容 序論(案)、基本構想の構成案及び基本計画骨子案を説明した。
- 平成30年3月19日 **平成 29 年度第 2 回総合計画審議会の開催**
主な内容 第 2 次山武市総合計画 [基本構想及び基本計画] (案) について、総合計画審議会に諮問した。序論(案)、基本構想の構成案及び基本計画骨子案について確認した。

- 平成30年6月1日
～18日 **まちづくりアンケートの実施**
主な内容 成果指標の現状値を把握するための調査を実施した。
対 象 : 市内在住の 16 歳以上の中から 3,000 人を無作為抽出
回答数 : 1,186 名 **回収率** : 39.53%
- 平成30年6月28日
～7月6日 **第 2 次山武市総合計画策定に係る職員アンケートの実施**
主な内容 係長以上の職員を対象に、重要だと思ふ基本事業のアンケートを実施した。
- 平成30年7月17日、
8月7日 **庁議での審議**
主な内容 基本計画骨子(調整案)の作成及び重点分野の設定を行った。
- 平成30年8月20日 **平成 30 年度第 1 回総合計画審議会の開催**
主な内容 基本計画骨子(調整案)及び重点分野の設定について確認した。
- 平成30年9月5日 **平成 30 年山武市議会第 3 回定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 基本計画骨子(調整案)及び重点分野の設定について説明した。
- 平成30年9月26日、
28日、10月4日 **重点分野点検会の実施**
主な内容 基本事業の担当課長及び担当職員を対象に、重点分野の目標値(めざそう値)の設定についての検討を行った。
- 平成30年11月7日 **庁議での審議**
主な内容 第 2 次山武市総合計画(原案)の作成及び重点分野の検討を行った。
- 平成30年11月16日 **平成 30 年度第 2 回総合計画審議会の開催**
主な内容 第 2 次山武市総合計画(原案)について確認した。
- 平成30年11月27日 **平成 30 年山武市議会第 4 回定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 第 2 次山武市総合計画(原案)について説明した。
- 平成30年11月29日
～12月28日 **パブリックコメントの実施**
主な内容 意見件数: 0 件
- 平成31年2月1日 **庁議での審議**
主な内容 第 2 次山武市総合計画[基本構想及び基本計画](案)を作成した。
- 平成31年2月8日 **平成 30 年度第 3 回総合計画審議会の開催**
主な内容 第 2 次山武市総合計画[基本構想及び基本計画](案)について答申の協議がなされ、会長から市長へ答申書が提出された。
- 平成31年2月20日 **平成 31 年山武市議会第 1 回定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 第 2 次山武市総合計画(案)について説明した。
- 平成31年3月13日 **平成 31 年山武市議会第 1 回定例会での採決**
主な内容 議案第 31 号「第 2 次山武市総合計画基本構想を定めることについて」が可決された。

第2次山武市総合計画

発行年月 | 平成31(2019)年3月

発行者 | 千葉県山武市

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

TEL:0475-80-1132

編集 | 総務部企画政策課

